

漁獲可能量（TAC）の配分シェア等の見直しについて

1 趣旨

漁獲可能量（TAC）を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを3か年（漁期）にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしている。

令和3～5管理年度のTAC設定に当たっては、直近3か年（平成29年～令和元年）のデータを用いた基本シェアの見直しが必要となっている。

なお、するめいかについては、1年遅れてTAC制度の対象となったことから、基本シェアの見直しは令和4管理年度のTAC設定時に行うこととなる。

2 基本シェアの算出

- (1) 平成29年から令和元年までの過去3か年の漁獲実績を使用する。
- (2) 漁獲実績について、知事管理区分については農林水産省が公表する農林水産統計データ（以下「農林水産統計」という。）の漁獲量を、大臣管理区分については水産庁がとりまとめたTAC採捕量を使用することを原則とするが、これが適当でないと認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いる。また、暦年となっている農林水産統計とTAC採捕数量とを比較するため、TAC採捕量も1月から12月までで再集計した値を算定し、多い方を用いる。
- (3) 基本シェアの算定に用いる期間に漁獲可能量を超過した数量については、漁獲実績に算入しない。
- (4) 上記の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下2桁（%））を各年ごとに算出し、その3か年の単純平均（小数点以下2桁（%））を配分の際の基本シェアとする。

3 漁獲可能量（TAC）の配分（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）

- (1) 上記2(4)で求めた基本シェアを用いて、漁獲可能量を比例配分することを基本とする。
- (2) ただし、関係する当事者間に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。
- (3) また、個々の具体的配分数量については、(1)又は(2)で算定した数量の100トン未満を切り上げた数量を用いる。
- (4) ただし、資源管理基本方針（第5の3）に基づき配分数量を明示しない都道府県については、以下に該当する場合に応じて、それぞれに掲げる方法により行うこととする。

- ①漁獲実績（過去3年平均値をいう。以下同じ。）が1トン以上の都道府県
「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる
比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととするが、当該数量
が、10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合
は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」と
表示する。
- ②漁獲実績が1トン未満の都道府県
配分を行わない。

（以 上）

資料5

漁獲可能量（T A C）の配分シェアの見直しについて

1 趣旨

漁獲可能量（T A C）を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを3か年（漁期）にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしている。

平成30年～32年T A C設定に当たっては、直近3か年（平成26年～28年）のデータを用いた基本シェアの見直しが必要となっている。

なお、するめいかについては、1年遅れてT A C制度の対象となったことから、基本シェアの見直しは平成31年漁期T A C設定時に行うこととなる。

2 基本シェアの算出

① 使用するデータ（漁獲実績）

ア 平成26年から28年までの過去3か年の漁獲実績

イ 知事管理分については農林統計の漁獲実績を、大臣管理分についてはT A C採捕実績を使用することを原則とするが、これが適当でない認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いる。

この場合、さんま、さば類、すけとうだら、ずわいがにのT A C採捕実績データについては、T A C管理期間が統計の集計期間（1～12月集計）と異なることから、統計（1～12月集計）と比較可能とするため、T A C採捕実績を1～12月で再集計した値を用いる。

ウ 配分数量を超過した分については、漁獲実績に算入しない。

② 算出方法

①の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下2桁（%））を各年毎に算出し、その3か年の単純平均（小数点以下2桁（%））を配分の際の基本シェアとする。

3 漁獲可能量（T A C）の配分

ア 上記2の②で求めた基本シェアを用いて、漁獲可能量を比例配分することを基本とする。

イ ただし、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それ

を尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。

ウ 個々の具体的配分量については、ア又はイで求めた数量の1000トン未満（魚種によっては、100トン未満）を切り上げた数量を用いる（ずわいがにには、トン単位とする。）。ただし、以下に該当する場合には、具体的数量配分の形ではなく、「若干」配分又は配分量を明示しない。

【「若干」又は配分量を明示しない場合】

1 「若干」とする場合

① 漁獲実績（過去3年平均値；以下同じ）がおおむね100トン以上あるものの、計算された配分量が、平均配分量に満たない都道府県（ずわいがにについては漁獲実績が10トン程度以下）

（ 資源に対する圧力が小さいと認め、「現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量を前年実績程度とする」ものとして「若干」として配分する。

② 計算された配分量の過半が定置網による都道府県

（ 定置網漁業については、いわゆる「待つ漁業」であり、資源を選択して採捕することが極めて難しいことから、漁獲の限度量を定めたとしてもその管理が困難である。このため基本配分量の過半が定置網によってもたらされている場合には「若干」として配分する。

2 数量を明示しない場合

漁獲実績がおおむね100トン未満の都道府県（ずわいがにについては実績無し）

（ 資源に対する圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がないものとして、数量を明示しない。